

令和3年第6回

美里町農業委員会総会議事録

第6回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和3年5月25日(火) 午後1時30分から午後3時15分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

3 出席委員(16名)

1番	佐々木 幸一郎	2番	福田 なほ子	3番	鈴木 幸博
4番	渡邊 雅光	5番	柴山 真二	6番	後藤 幸太郎
7番	小野 保裕	8番	我妻 卓美	9番	片倉 澄子
10番	遊佐 恭一	11番	澁谷 正行	12番	久道 雄悦
13番	尾形 司	14番	古内 世紀	15番	邊見 勝寿
16番	伊藤 恵子				

4 報告事項

1. 使用貸借権の合意解約による通知について
2. 農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借権の合意解約)
3. 利用権設定の合意解約による通知について
4. 非農地証明願について
5. 令和2年度美里町農業委員会事業報告について

5 議 事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
第3号議案 令和3年度美里町農業委員会事業計画(案)の設定について

6 その他連絡・報告事項

1. 令和3年5月事業報告について
2. 令和3年6月事業予定について
3. その他
 - ①農政委員会委員長の報告
 - ②農地委員会委員長の報告
 - ③農業者年金新規加入者実績報告 他

7 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長 菊地 和則
事務局次長 高橋 博喜
総務係長 澤村 拓也

8 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので、ただいまより、令和3年第6回美里町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。今月総会も、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針を堅持しつつ、総会時間については長時間とならないように時間配分をさせていただきますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、これより令和3年第6回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は16名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。3番鈴木幸博委員、4番渡邊雅光委員のお二人にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項1番、使用貸借権の合意解約について、報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についてを一括で事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>(報告事項1、報告事項2、報告事項3について、議案書に記載のとおり説明を行った)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から報告事項1番、使用貸借権の合意解約について、報告事項2番、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告事項3番、利用権設定の合意解約による通知についての報告がありましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、続きまして報告事項4番、非農地証明願についてを事務局より報告願います。</p> <p>また、5月13日に農地調査委員会によって現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。</p> <p>初めに、事務局より説明願います。</p>

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長 休憩いたします。(13:53)

議長 再開いたします。(13:54)

議長 続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長 ありがとうございました。
事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、番号91番から95番の5議案を除いた38議案について審議いたします。
質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決をいたします。
第2号議案、番号91番から95番の5議案を除いた38議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。
続きまして、番号91番から95番の5議案について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、5番柴山真二委員の退席を求めます。

議長 休憩いたします。(14:20)

議長 再開いたします。(14:20)

議長 休憩前に引き続き、番号91番から95番の5議案について審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑なしと認め、採決に入ります。
議案番号91番から95番の5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩します。(14:21分)

議長 再開いたします。（14：21分）

議長 第2号議案、農用地利用集積計画書審議については、43議案全て賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長 続きまして、第3号議案、令和3年度美里町農業委員会事業計画（案）の設定についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 （第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った）

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。4番渡邊雅光委員。

渡邊雅光委員 4番渡邊です。大きく2点について質問いたします。
まず1点目でございますが、農地中間管理事業について令和2年の実績は令和元年の実績から倍増しているわけですが、それと関連して令和3年度の重点事項の3番目の（9）において将来の農地中間管理事業の一元化に向けた推進の構築、とありますが、どのようなことなのかももう少し具体的に説明をお願いしたいということがまず1点目です。
それから、2点目ですが、この重点事項とはまたちょっと違うのですが、農地中間管理事業に関連して、従来の利用権設定等の期間が満了となった場合、相当数の契約が農地中間管理事業に切り替わっていくものと想定され、この傾向は当面続いていくものだろうと考えております。そして担い手は、賃借料を地権者というか所有者の指定口座に振り込む訳ですが、現在圃場整備をしている地域では、基盤整備の負担金ともいうべき償還金が発生し、いわゆる土地改良区費について水利費の他に償還金も納めています。
しかし、この償還金は最終的には地権者が支払うこととなりますが、土地改良区では組合員である担い手に請求し、その分を担い手が所有者に請求するという流れでございます。農地中間管理事業は白紙委任のはずですので、所有者と担い手が面識の無い場合が多かろうと思います。農地中間管理機構では年間の賃借料は担い手の口座から手数料含みのうえ引き落としをし、所有者の口座に振り込んでいますが、土地改良区費のうちの償還金について、賃借料とは事務の流れは逆となりますが農地中間管理機構が所有者の口座から担い手の口座へ振り込むということができないものかということが質問というよりは要望となりますが2点目です。以上、回答よろしく願います。

議長 4番渡邊雅光委員の質問について事務局、回答願います。

事務局 4番渡邊雅光委員の質問にお答えいたします。
質問の1点目、重点事項の3番目の（9）の将来の農地中間管理事業の一元化に向けた推進の構築とはどのようなことなのか、についてですが、現在、農地の貸借等をする際は、農地法と農業経営基盤強化促進法の2通りがあり、更に農業経営基盤強化促進法の場合

は、利用権設定等促進事業と農地中間管理事業の2つの事業があります。国ではこれを将来は農地中間管理事業一本化にしたいという考えがございます。また、JA全中でもJAグループの政策として食料・農業・地域政策に関する政策提案を決定しております。本格的な協議はこれからになりますが、農地の貸借を促進する手法として農地中間管理事業への一元化となった場合、どのような問題点が発生するのか、予め想定しておいた方がよろしいかと思えます。

農地中間管理事業の場合、最初の受け付けは現在JAですが、これが農業委員会にも波及するのか、また農地中間管理事業にも売買事業というものがございまして一元化になった場合、現在の利用権設定等促進事業の売買部分はどうなるのか等、今のうちから情報収集しておく必要があるかと思えます。一元化の施行日がいつになるのか現時点ではわかりませんが、一元化が決定となった場合、農家への周知や説明もしなければなりませんし、いろいろな問題点が浮き彫りになると想定されます。それに備え、農業委員会としてはどのような対応を取らなければならないのか等について、今後、農政委員会や農地委員会の場で少しずつ検討して行きましょう、という意味で一元化に向けた推進の構築を提案させていただきました。

2点目の質問というか要望ですが、土地改良法第3条のことだと思われま。ここでは土地改良事業に参加する資格として、第1項第1号で所有権に基づき耕作する所有者と、第2号で所有権以外の権原に基づく耕作者となっております。ご質問の償還金については最終的には所有者が支払いますが、国の法律がそのようになっていますので、土地改良区としては第2号により耕作者に請求することになり、第2号耕作者は所有者に請求するという流れになります。

今の法律からすると、それしかできないこととなりますが、渡邊雅光委員の質問については、何年も前から農地中間管理機構には話は伝えておりましたが、機構の回答としては、償還金については予め賃借料から差し引いて契約してください、という回答だけです。

以上でございます。

議長

4番渡邊雅光委員、よろしいですか。

渡邊雅光委員

4番渡邊です。

1件目については今後、国の検討内容について、県とも協議していくということで理解してよろしいですか。

事務局

そのとおりです。現在国で検討している内容については新聞等で情報収集しつつ、仮に施行日が決定となった場合は、県か県農業会議で説明会を開催すると思えます。

渡邊雅光委員

2件目についてですが、私は現在7件の農地中間管理事業を契約しているのですが、基盤整備の負担金ということで工事負担金というのがまとめて請求が来るんですよ。それを土地改良区では希望があれば、明細を出しますと言っています。ですから、その明細を頂くのはいいのですが、本来は、受け手からすれば農地中間管理事業の場合は出し手の顔が見えませんが、その逆もしかりです。

原則論を今言いますけれども、現実的にはどこの誰の田というのは分かるわけですが、出し手の顔が見えないのがこの農地中間管理事業の契約であって、出し手の顔が見えない中で、その出し手から工事負担金をもらいに行くということが発生すること自体が、原則

論からいえばおかしいのではないか、と思ったりもしたものですから、なおさら農地中間管理機構には、是非とも所有者の口座から担い手の口座への振り替えをお願いしたいし、機会あるごとに話をさせていただければ、と思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

そのほかございませんか。1番佐々木幸一郎委員

佐々木幸一郎委員

1番佐々木でございます。

3号議案の本年度重点事項の3番、この中の(7)番、「半農半他業種」などの多様な担い手の支援の推進とございますが、どのような形で推進していくのであるか、お聞きしたいと思います。

議長

1番1番佐々木幸一郎委員の質問について事務局、回答願います。

事務局

1番佐々木幸一郎委員のご質問にお答えします。

「半農半他業種」という表現ですが、新聞等によりますと「半農半X」という表現でございます。これは何かと言いますと、半分は農業経営で、もう半分は他の業種ですと解釈できます。担い手の位置づけとしてはあまり事例はないと思いますが、全国的にも担い手不足が顕著になってきていますので、専業農家だけでなく、今後は「半農半X」が担い手として位置づけられる見込みとなります。これまでも農家の分類としては準主業農家とか兼業農家とかというものはありませんでしたが、これからは担い手として半分農業、半分農業でない業種を営んでいる方が担い手に含まれる見込みでございます。現在まだ国やJA全中では検討中ですが、将来はこのような担い手からも相談を持ちかけられる場合もあるかと思えます。

農業委員会委員としては、「半農半X」の担い手から相談があった場合は、これまでと同様、相談内容に応じて対応していただければよろしいのかなと思えます。

ただ、これについては現在も国のほうで検討中ですので、内容が固まりましたら説明会等があると思えますので、そのときになったら、対応すればよろしいと思えます。

以上でございます。

佐々木幸一郎委員

わかりました、ありがとうございます。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第3号議案は原案どおり許可といたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第6回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和3年 月 日

会 長

署名委員
議席3番

署名委員
議席4番